

# 児童家庭支援センターの更なる活用

## 現状

- 児童家庭支援センターは地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うこととされている。
- 平成26年10月現在104か所。少子化社会対策大綱では、平成31年度までに340か所を整備する目標。

### ○児童家庭支援センターの設置力所数

H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	・ ・ ・	H 3 1
8 2 力所	8 7 力所	9 2 力所	9 8 力所	1 0 4 力所		3 4 0 力所

※各年10月1日現在

※目標力所数

## 課題

- 現在のところ全国的に設置数は少なく、また地域によって取組状況は様々であり、児童相談所の補完的役割を十分に果たせていない。



## 施策の方向性

- 児童家庭支援センターの更なる活用の在り方を検討。

# 自立支援計画に基づく効果的な進路指導等の実施

## 現状

- 児童養護施設等では、入所児童に対して、自立に向けた生活習慣や金銭管理等を習得するための支援や、進学のための学習指導、就職するための職業指導を実施している。
- 児童養護施設や児童自立支援施設には職業指導員を配置しているところがあり、職業実習の指導や就職活動の支援を行っている。職業指導員を配置している児童養護施設は全国601カ所のうち41カ所、児童自立支援施設は全国58カ所のうち3カ所となっている。

### <イメージ>



- <自立支援のための支援例>
- ①社会性の習得
  - ②履歴書の書き方、面接指導
  - ③ハローワークへの同行支援  
→社会体験・就労体験を追加  
農家等での活動  
ボランティア活動への参加 等

## 課題

- 入所措置等の時点から将来の人生設計を見越した自立支援計画を策定し、定期的に点検・評価を行いながら進めることが必要。
- 進路指導・職業指導等に係る専門的支援を行うための仕組みが必要。
- 施設入所児童は偏った経験をしていることが多いため、様々なことを経験できる機会の提供が必要。



## 施策の方向性

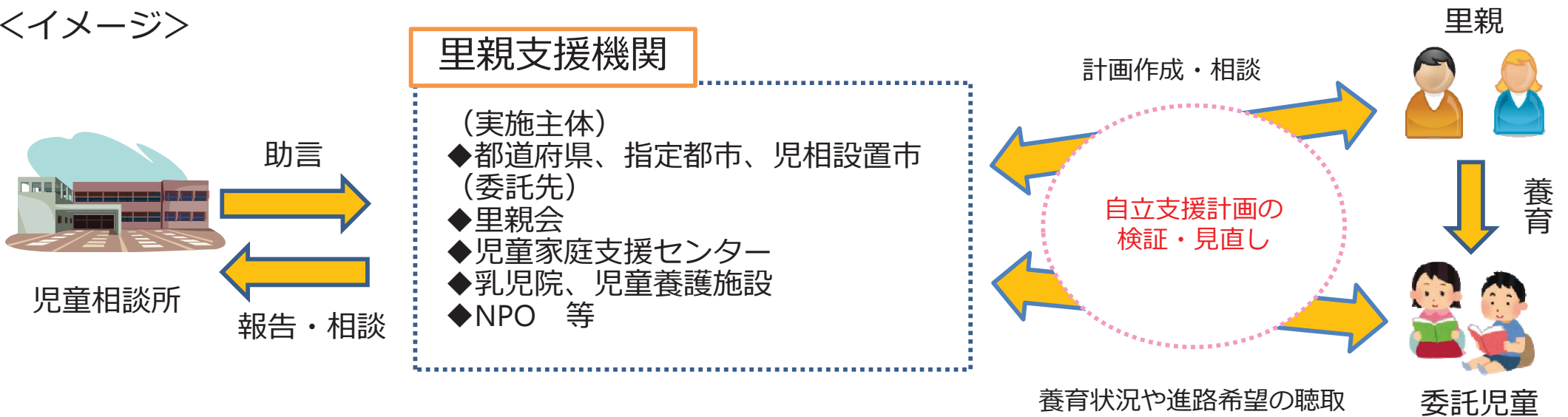
- 入所措置等の時点から計画的・効果的な自立支援を行うとともに、進路指導、職業指導等に係る専門的支援を行うことを検討。

# 里親委託児童の自立支援の充実

## 現状

- 里親委託児童に係る自立支援計画は児童相談所が作成しているが、今後、より一層の自立支援の強化が求められる。

### <イメージ>



## 課題

- 児童相談所が虐待対応業務に追われ、里親に係る業務に十分関わっていない。
- 里親委託児童について、児童相談所以外の主体による自立支援計画の作成を検討する必要。



## 施策の方向性

- 日常的に里親や委託児童を支援する里親支援機関が自立支援計画を作成することを可能とすることを検討。

# 18歳に達した者に対する支援

## 現状

- 一時保護中や施設入所等の措置に関する家庭裁判所への承認手続中に18歳に達した者については、一時保護の継続や施設入所等の措置が可能かどうか、明確ではない。
- 裁判所の承認による施設入所等措置の延長や延長期間中の接近禁止命令等、別の施設への措置変更等について、18歳以降20歳までの間、必要な措置が可能かどうか、明確ではない。
- 20歳に達した場合には、施設入所等の措置が終了する。

高等学校等卒業後の進路（平成25年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、平成26年5月1日現在の進路）

	進 学				就 職		その他	
	大学等		専修学校等					
児童養護施設児 1,721人	197人	<b>11.4%</b>	193人	11.2%	1,221人	70.9%	110人	6.4%
(参考) 全高卒者 1,047千人	563千人	<b>53.8%</b>	242千人	23.1%	183千人	17.4%	60千人	5.7%

## 課題

- 被虐待児童については、18歳到達後を含め、個々の児童の発達に応じた支援を実施し、自立に結びつけることが重要。



## 施策の方向性

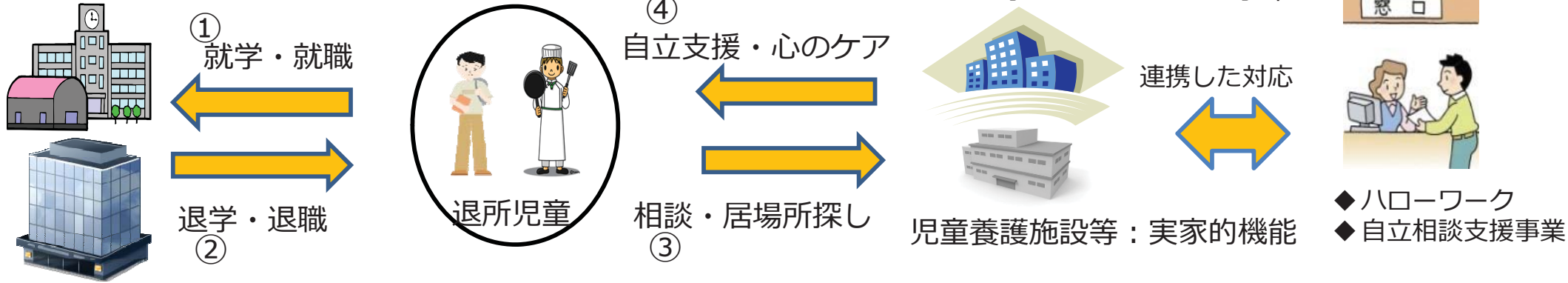
- 積極的な保護や支援が必要な者への18歳到達後の支援の在り方について検討。

# 施設退所後のアフターケアの推進

## 現状

- 施設退所後や里親委託解除後の児童について、中途退学や短期間で離職してしまった場合にやり直しができるよう、居場所づくりや見守り支援の仕組みを構築することが必要である。こうした居場所づくりや見守り支援については、児童養護施設等の役割とされているが、児童養護施設等においては、施設入所児童への支援が中心となるため、必ずしも十分に実施できていない状況にある。
- 地域社会における社会的自立を促進するため、児童養護施設退所者等の生活・就業に関する相談に応じる退所児童等アフターケア事業を実施しており、平成26年10月1日現在23自治体、20カ所で実施されている。

### <イメージ>



## 課題

- 入所措置による支援の対象から外れることにより、退所者の状況の把握が困難となることがある。
- 状況の把握が困難な退所者が中途退学や短期間で離職してしまった場合に、頼るべき居場所や見守り支援の担い手が少ない場合がある。



## 施策の方向性

- 自立援助ホームの活用等を通じた生活支援や退所児童等からの相談に応じるなど心の拠り所となる居場所づくりの推進を検討。